

回覧用							

発行日	令和6年4月30日
発行元	災害対策課
所属長	清水 計秀
電話	06-6489-6165



防災対策情報便

令和6年4月号

01 災害情報はどこで知ることができるの？

尼崎市では、より多くの方へ情報を伝えることができるように、様々な媒体で情報発信を行っています。事前に確認しておき、災害時に落ち着いて情報を入手できるようにしておきましょう。

HP・SNS | 市のホームページ・LINE・X(旧Twitter)・Facebookで災害情報を確認できます。



市HP



LINE



X(旧Twitter)



Facebook

テレビ | テレビの「dボタン（データ放送）」で市内の災害情報を確認できます。

電話 | 災害情報電話サービス（050-5536-6953）に電話すると、避難情報などの災害情報を音声で聞くことができます。
※電話料金は利用者の負担となります。

その他 | 尼崎市防災ネットに登録すると、尼崎市防災情報（携帯版）の閲覧やメールサービスを受けることができます。



〈登録方法1〉
amagasaki@bosai.net 宛てに空メールを送信して登録

〈登録方法2〉
右の二次元コードを読み取ってアプリをダウンロード



Android



iPhone

02 避難場所の種類って？

災害の種類や状況によって、避難する場所が異なります。避難場所の違いを理解し、最寄りの指定避難場所や津波等一時避難場所を確認しておきましょう。

<p>津波等一時避難場所</p> <p>津波や洪水が発生した場合や発生のおそれがある場合、一時的に避難できる場所です。避難情報が発令された際に避難可能です</p>	<p>指定避難場所</p> <p>災害により住まいを失った場合や、災害発生後に災害の危険性がなくなるまで避難する場所です</p>
<p>大火災避難場所</p> <p>地震や地震に伴う大規模な火災時に避難する場所です</p>	<p>福祉避難所</p> <p>災害時に特別な支援を必要とする方を受け入れる場所です</p>



03 避難方法の種類って？

避難行動には、海や河川からより遠くへ移動する「水平避難」、津波等一時避難場所や近隣の安全な場所へ移動する「垂直避難」、自宅等の今いる建物内の2階以上等といった、より安全な部屋へ移動する「屋内安全確保」の3種類があります。



避難をする際は、通行可能な大きな道をとって、避難しましょう。また、道路の寸断や冠水などによって通行ができない場合もあるため、避難ルートは複数考えておきましょう。

04 避難指示が出たらすぐに逃げましょう

大雨や洪水など、水害の危険性が高まったときには、避難情報などを下記の「警戒レベル」を使って発令します。いざという時に適切に避難できるよう、各レベルの意味を確認しておきましょう。特に、避難に時間を要する方は、「避難指示」を待たず、警戒レベル3の「高齢者等避難」の段階で早めに避難してください。

警戒レベル	避難情報など	どんな行動をするか
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生し、切迫している状況です。命の危険があるため、直ちに安全を確保しましょう
警戒レベル4 全員避難	避難指示	速やかに危険な場所から全員避難しましょう。公的な避難場所に限らず、近くの安全な場所や、自宅内で安全を確保することも避難の選択肢の一つです
警戒レベル3 高齢者などは避難	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者、障害のある人、乳幼児）とその支援者は危険な場所から避難しましょう
警戒レベル2	大雨・洪水 注意報など	気象情報などの最新情報に注意し、避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しましょう
警戒レベル1	早期注意情報	

本市から発令

気象庁が発表

05 非常持ち出し品を用意しましょう

基本品目（大人1人分の目安）

- 非常持ち出し袋
- 缶入り乾パン
- 飲料水 1.5ℓ※
- 懐中電灯
- ローソク
- ライター
- 携帯ラジオ
- 十徳ナイフ
- 軍手・手袋
- ロープ
- 救急袋
 - 毛抜き
 - 消毒液
 - 脱脂綿
 - ガーゼ
 - ばんそうこう
 - 包帯
 - 三角巾
 - マスク
 - 常備薬・持病薬

- タオル
- ポリ袋
- 簡易トイレ
- トイレットペーパー
- ウェットティッシュ
- レジャーシート
- サバイバルブランケット
- 現金
- ガムテープ
- 油性マジック
- 筆記用具
- 生理用品



必需品

- 車や家の予備の鍵
- コンタクトレンズ
- 眼鏡
- お薬手帳
- 預金通帳（写）
- 健康保険証（写）
- 運転免許証（写）
- パスポート
- 特別永住者証明書等（写）

※備蓄としては1日3ℓを推奨しています。

06 地震対応・受援マニュアル（市職員用）を作りました！

尼崎市では、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、災害の予防、応急対策、復旧などについて定めた「尼崎市地域防災計画」を作っています。

しかし、実際の災害については、私たちの想定を超える事態になることもあります。

そのような厳しい状況のなかでも、市の職員は今後発生が懸念される「南海トラフ巨大地震」をはじめとした災害に備え、日頃から準備をしておく必要があります。

そこで、災害において「都市整備部現地作業第3班」として活動する都市整備局河港課では、職員一人ひとりがより適切かつ迅速に災害対応を行うための細やかなマニュアルが必要であると考え、新たに「地震災害時における対応マニュアル」及び「受援マニュアル」を作成しました。



【様式2】 No. _____

応援要請シート

年 月 日 時作成

部（又は局）名	都市整備部 （都市整備局）	電話番号 （内線）	06-6489-6498
班（又は課）担当者	現地作業第3班 （河港課）	FAX 番号	06-6488-8883
担当者名	〇〇 〇〇 （受援窓口担当）	E-mail	ama-kankou@city.nagasaki.hyogo.jp

業務名	津波浸水場所の確認	
活動内容	津波浸水場所について現地パトロール等を行い、状況報告する	
職種	行政職員	事務職員
	民間	可能
必要な資格・経験等	特になし	
人数	〇人（No.●、●、●の業務も含めて〇人）	
期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
場所等 応援の場所、その場所への 経路、参加場所など	市役所本庁北館6階河港課	
備考	パソコン、作業服、長靴、雨合羽、ヘルメット、名札、デジタルカメラ等を持参してほしい。	

※ 可能な限り具体的な内容を明記する。＜別添＞で任意資料の添付可
 ※ 可能な限り集合場所のわかる地図等を添付する。
 ※ 民間等の受入れが可能な場合は「職種」の欄にその旨を記入する。

「受援マニュアル」ってなに？

大規模な災害が発生した場合、被災地は、行政機能の麻痺などにより、応援や支援の受入対応にまで手が回らないことが考えられます。

支援を受ける側も体制を整えなければ、円滑な受け入れができず、その効果を存分に発揮することができません。

受援に関する対応が書かれている「尼崎市受援ガイドライン」を基に、適切な応援要請をはじめ、外部からの応援や支援を迅速かつ効果的に受け入れることができるよう新たに作成したものです。



